

基本情報			
文書タイトル	聖隷浜松病院 不正防止計画		
制定日	2023 年 11 月 1 日		
最終改訂日	2023 年 11 月 1 日	最終確認日	2023 年 11 月 1 日
版	第 1 版		
管理部署	臨床研究センター		

改訂歴				
版	改訂日	決裁者	作成者	改訂要旨
第 1 版	2023 年 11 月 1 日	岡 俊明	木俣 美津夫	新規文書

社会福祉法人 聖隷福祉事業団 総合病院 聖隷浜松病院 不正防止計画

社会福祉法人 聖隷福祉事業団 総合病院 聖隷浜松病院では、研究活動における不正行為の防止及び研究費の適正な運営及び管理を行うため、「社会福祉法人 聖隷福祉事業団 総合病院 聖隷浜松病院 公的研究費取扱規程」12.及び33.により、不正行為防止計画と研究費不正使用防止計画を以下のとおり定める。

1. 研究活動における不正行為防止計画

区分	不正の発生要因	不正防止計画
研究者倫理の向上	研究者の研究倫理の理解不足	文部科学省等が開発する研究倫理教育に関するプログラムや教材等を活用し、研究倫理教育責任者の下で定期的に研究倫理教育を実施する。
モニタリング	モニタリング体制が不十分	研究倫理教育責任者が統括管理責任者と連携し、研究の進捗状況を確認する。

2. 研究費不正使用防止計画

区分	不正の発生要因	不正防止計画
責任体制	不明瞭な責任体制	・規程により責任体制を明確化する。 ・各責任者の異動にあつては、引継等を確実にし、責任意識の低下を防止する。
適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備	使用ルール、規程の理解不足	・予算執行の特定の時期への偏りが無いようにする。 ・研究費の使用ルール等を案内する「公的研究費使用ハンドブック」を作成し、配布する。
	相談・通報窓口の認識不足	・相談・通報窓口はハンドブックやホームページにより周知する。
	コンプライアンスに対する意識の低下	・公的研究費の運営・管理に関わる全ての職員を対象とし、コンプライアンス教育を実施し、不正使用が犯罪であること、不正使用がもたらす影響等を説明する。 ・「公的研究費の使用に関する行動規範」の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。
	不正使用に対する意識の低下	・公的研究費が税金で賄われていることの意識付け。 ・不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。 ・不正使用を行った場合は、氏名を公表し、厳しい処分を行う。
物品等の発注・検収	物品等の発注・検収方法の理解不足	・研究者に発注・検収方法の指導をする。 ・発注段階で財源の確認をする。
	経費執行の年度末集中	・執行状況を把握し、必要に応じて改善を求める。 ・繰越・返還制度があることを周知する。
区分	不正の発生要因	不正防止計画

物品等の発注・検収	取引業者との癒着	・取引業者に対し、不正使用防止のリーフレットを配布し、発注・検収の方法を理解してもらう。 ・同一研究室における同一業者、同一品目の多頻度取引等、偏りがある場合は関係者へのヒアリングを行う。 ・不正に関与しない旨の誓約書の提出を求める。
	業者による納品物品の持ち帰りや反復使用	・物品の検収は研究者個人や研究室で行わないよう周知徹底する。
	換金性の高い物品の管理が不十分	・換金性の高い物品は公的研究費で購入したことを明示する（備品シールの貼付）ほか、物品の所在が分かるよう物品管理表に記録するよう周知徹底する。
	特殊な役務の検収が不十分	・データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成の検収は成果物を確認する。 ・機器の保守・点検など検収は作業報告書等で確認する。
給与・謝金	病院雇用であることの認識が不十分	研究費で雇用する場合であっても、採用等は研究者ではなく、病院が行うことを周知する。
	管理責任者による勤務時間管理が不十分	管理責任者と臨床研究管理室が定期的に勤務表・勤務内容の確認等を行う。
	雇用財源や業務の区分が不明確	非常勤職員の雇用手続きにおいて、業務の適否及び雇用財源との整合性を十分確認する。
旅費	出張事実等の確認が不十分	出張報告及び旅行の事実を証明するものの提出を義務化する。
モニタリング	モニタリング体制が不十分	コンプライアンス推進責任者が統括管理責任者と連携し、各研究室による研究費の執行状況に遅れが生じないようにする。